

令和6年度 運営指導方針等

介護保険施設

大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 施設指導グループ

指導の形態

集団指導（WEB研修） 令和6年6月下旬

運営指導 令和6年7月～令和7年2月頃



おおむね3～4年に1回実施します。ただし、

- 苦情や過去の実地指導の結果などを総合的に勘案し、毎年度実施することがあります。〔対象の重点化〕
- 虐待通報など重大性、緊急性があると判断した場合は、その都度実施します。

指導の形態

監査

(指定基準違反等)

- 指定基準等に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- 介護報酬請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合

(人格尊重義務違反)

- 高齢者虐待防止法に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合に実施します。

※ 監査の結果、勧告→命令→指定の取消し・効力停止に至ることがあります。

令和4年3月31日付け厚労省通知「介護保険施設等の指導監督について(介護保険施設等指導指針)」に対する大阪府の考え方 (URL<https://www.mhlw.go.jp/content/000924179.pdf>)

指導指針は、「確認項目」「確認文書」を定め、これらに基づき実施するものとする一方、運営指導を進める中で、不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、監査に切り替え、事実関係の調査及び確認を行うものとするとしています。

指導における標準化・効率化に資する取り組み等を推進する観点から、大阪府としても、原則、指針に沿った対応をまいります。

① 定期的な運営指導

- 実施期間 → 令和6年7月～令和7年2月頃
 - 実施通知 → 実施日のおおむね1月前に通知
 - 事前提出書類(実施日1週間前までに提出)
 - 介護保険施設等の状況確認表
 - ・ 介護報酬の算定状況
 - ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(※) など
- ※施設が作成している毎月の勤務表(実績)でも可

今年度の重点指導項目

- ① **協力医療機関との連携体制の構築**
- ② **感染症対応力の向上**
- ③ **高齢者虐待防止の取組、身体拘束廃止**
- ④ **介護サービスの質の向上**
(人材育成・苦情解決を含む)
- ⑤ **リスクマネジメント**
(業務継続に向けた取組、事故発生防止)

このほか、令和6年4月の介護報酬改定にかかる各種加算の算定等について重点的に確認します。

②緊急の運営指導

あらかじめ通知したのでは日常におけるサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、事前通告なし（指導開始時に通知）で運営指導を実施することがあります。

具 体 例

- 高齢者虐待が疑われる等の理由による場合
- 身体拘束に見られるような高齢者の尊厳が踏みにじられるようなケアが疑われる場合

お願い

自主点検表により

- 施設サービスは適切か
- 人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか
- 介護報酬の請求は適正か

など、定期的な点検を実施し、適切な介護サービスの提供に努めてください。